広報かみのくに 2022 7

7月10日(日)は 第26回 参議院議員通常選挙の投票日です

— 投票時間 —
午前7時から午後6時まで

選挙は、私たちが政治に参加するための手段の一つです。大切な自分の一票をむだにすることなく、かならず投票しましょう。

令和4年6月21日が選挙人名簿への登録基準日です。

住所要件…令和4年3月21日までに転入の届出をし、引き続き3か月以上町内に住んでいる方
年齢要件…平成16年7月11日までに生まれた方
※令和4年3月9日以前に転出した方は選挙人名簿から抹消されています。

○投票所入場券（ハガキ）を送付しています。

投票所入場券は有権者の皆様へ送付済みです。ご自分のものかを確認して、投票所へご持参ください。

なお、上記要件に該当していて入場券が届いていない場合でも、期日前投票や選挙当日に投票所で投票することができます。

○ハガキ裏面は期日前投票にご活用ください。

期日前投票をする方は、ハガキ裏面に氏名等の必要事項を記入し、期日前投票所にお持ちください。

（表面）

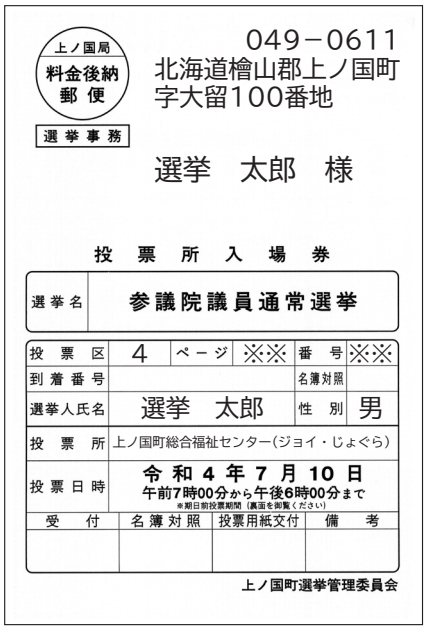

上ノ国局
料金後納郵便
選挙事務

049－0611
北海道檜山郡上ノ国町
字大留100番地

選挙　太郎　様

投　票　所　入　場　券

選挙名	参議院議員通常選挙				
投票区	4	ページ	※※	番号	※※
到着番号				名簿対照	
選挙人氏名	選挙　太郎			性別	男
投票所	上ノ国町総合福祉センター(ジョイ・じょぐら)				
投票日時	令和4年7月10日 午前7時00分から午後6時00分まで ※期日前投票期間（裏面を御覧ください）				
受付	名簿対照	投票用紙交付	備考		

上ノ国町選挙管理委員会

（裏面）

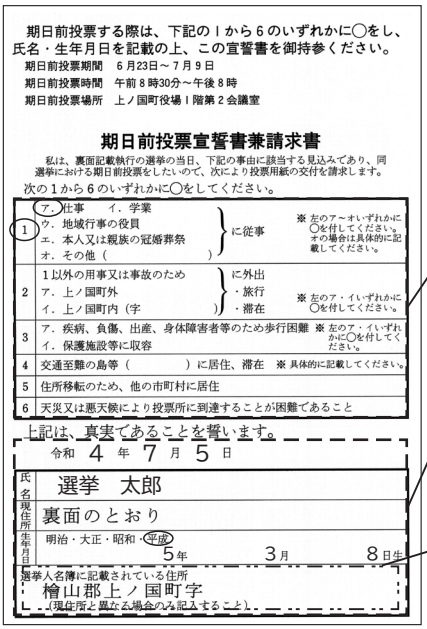

期日前投票する際は、下記の1から6のいずれかに○をし、氏名・生年月日を記載の上、この宣誓書を御持参ください。
期日前投票期間　6月23日～7月9日
期日前投票時間　午前8時30分～午後8時
期日前投票場所　上ノ国町役場1階第2会議室

期日前投票宣誓書兼請求書

私は、裏面記載執行の選挙の当日、下記の事由に該当する見込みであり、同選挙における期日前投票をしたいので、次により投票用紙の交付を請求します。
次の1から6のいずれかに○をしてください。

1 ア．仕事　イ．学業
ウ．地域行事の役員
エ．本人又は親族の冠婚葬祭
オ．その他（　）
に従事　※左のア～オいずれかに○を付してください。その場合は具体的に記載してください。

2 1以外の用事又は事故のため
ア．上ノ国町外
イ．上ノ国町内（字　）
に外出・旅行・滞在　※左のア・イいずれかに○を付してください。

3 ア．疾病、負傷、出産、身体障害者等のため歩行困難　※左のア・イいずれかに○を付してください。
イ．保護施設等に収容

4 交通至難の島等（　）に居住、滞在　※具体的に記載してください。

5 住所移転のため、他の市町村に居住

6 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること

上記は、真実であることを誓います。
令和4年7月5日
氏名　選挙　太郎
現住所　裏面のとおり
生年月日　明治・大正・昭和・平成5年3月8日生
選挙人名簿に記載されている住所
檜山郡上ノ国町字
（現住所と異なる場合のみ記入すること）

期日前投票をされる方は、事前に［　　］箇所に必要事項を記入してください。

投票日当日に投票できない理由を選び、丸で囲んでください。

期日前投票をする日付、お名前、生年月日を記入してください。

選挙人名簿に記載されている住所と現住所が違う場合は、選挙人名簿に記載されている住所を記入してください。

期日前投票　仕事や旅行などの都合で投票日に投票できない方は、事前に投票できます。

投票できる期間…6月23日(木)から7月9日(土)まで
投票できる時間…午前8時30分から午後8時まで
投票できる場所…上ノ国町役場　1階　第二会議室
※土・日曜日も投票できます。

■問い合わせ先　上ノ国町選挙管理委員会　☎55－2311　内線285・286

■発行・編集／上ノ国町・総務課
〒049－0698 檜山郡上ノ国町字大留100番地
電話 0139－55－2311 FAX0139－55－2025
ホームページ http://www.town.kaminokuni.lg.jp/
携帯ホームページ http://www.town.kaminokuni.lg.jp/
Eメール info@town.kaminokuni.lg.jp

上ノ国町民憲章（昭和47年8月14日制定）

わたくしたちは、北海道夜明けの地にいきる上ノ国町民であることに誇りをもち、祖先の偉業を受けつぎ、恵まれた大自然を愛し、町民一人ひとりが自覚と責任をもつて、調和のある明るい町づくりにつとめます。

1. 健康で明るく、しごとにはげみ、住みよい町をつくりましょう。
2. 生産のくふうにつとめ、力を合わせ、豊かな町をつくりましょう。
3. きまりを守り、環境をととのえ、美しい町をつくりましょう。
4. 自然を愛し、文化を育て、希望にみちた町をつくりましょう。
5. 老人をうやまい、子供の夢をのばし、楽しい町をつくりましょう。